

防災訓練実施結果報告書

KA (D) - 2 6 0 1 4

令和8年 5月19日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松3135番地41	
防災訓練実施年月日	令和7年12月19日	令和7年9月19日～ 令和8年2月12日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	震度6弱の大地震に伴う核燃料 物質の漏えいにより、原子力災 害対策特別措置法第15条の原 子力緊急事態に至る原子力災害 を想定。	別紙2のとおり。
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練の内容	(1) 避難誘導訓練 (2) 緊急対策本部活動訓練 (3) 通報訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 応急措置（収束措置）訓練 (6) プレス対応訓練	(1) 通報訓練 (2) 救護訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 応急措置（収束措置）訓練 (6) プレス対応訓練 (7) その他必要と認める訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画第2章第7節1項に基づき実施したものである。

1. 防災訓練の目的及び検証項目

原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を発揮できるようにするため、原子力緊急事態を想定した防災訓練を実施し、事故対応能力の強化を図ることを目的として実施した。

なお、本訓練での訓練目的を達成するための主たる検証項目を以下のとおり設定し、評価者が用いる「原子力防災訓練評価シート」にこれらの検証項目を反映し、達成度を評価した。

（検証項目）

- ① E R C への確実な情報提供
- ② 緊急対策本部から ERC 対応室への情報共有
- ③ E R C 対応室の役割の見直し、情報管理の徹底（情報の明確化及び管理）
- ④ E A L の迅速かつ的確な判断
- ⑤ 事故収束に向けた的確な指示

2. 実施日時及び対象施設

（1）実施日時

令和7年12月19日（金） 13時30分～17時05分

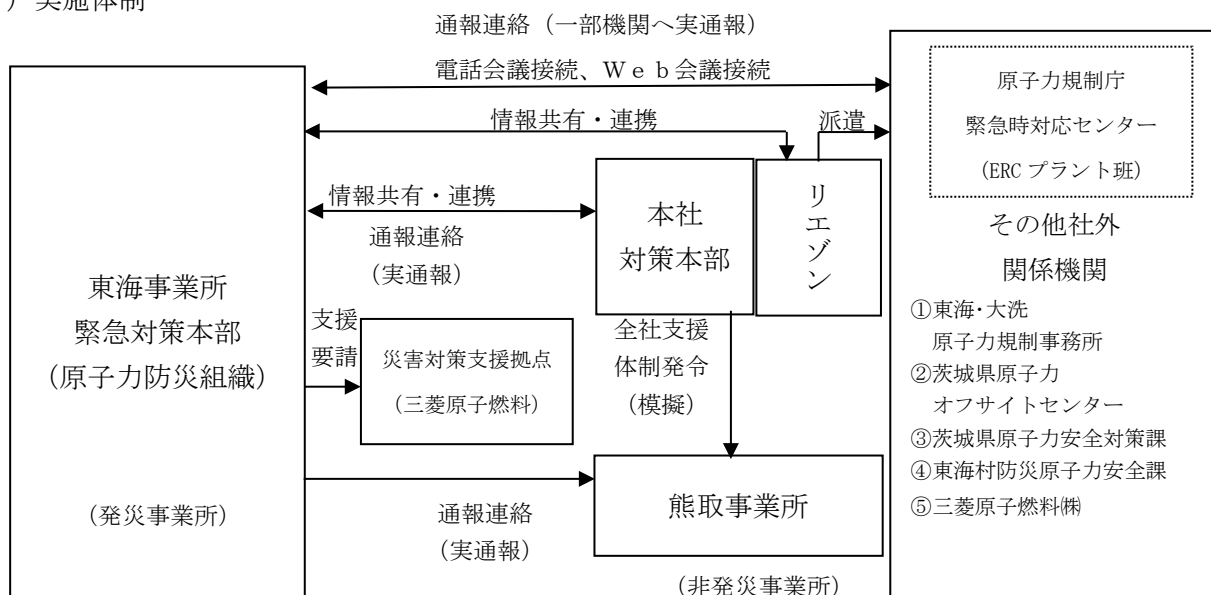
（2）対象施設

原子燃料工業株式会社 東海事業所

- ・安全管理棟（緊急対策本部及び警備員詰所）
- ・加工工場（発災想定建屋）

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

本社及び熊取事業所から合わせて5名、事業所内評価者3名の計8名体制とし、緊急対策本部及び加工工場（発災想定建屋）周辺を中心に評価者を配置し、訓練の達成目標を踏まえ、あらかじめ定めた「原子力防災訓練評価シート」に基づき訓練を評価した。

評価ポイント	評価者	人数
① 緊急対策本部	本社1名、熊取1名、東海1名	3名
② ERC 対応ブース	本社1名	1名
③ 現場（発災場所）	熊取1名、東海2名	3名
④ リエゾン	熊取1名	1名
⑤ プレス対応	本社2名※	2名※
合計		8名

（※2名は他の評価ポイントも実施）

(3) 参加人数

参加人数：プレーヤー97名（コントローラ6名及びリエゾン5名を含む）

協力会社員等23名

参加率：91%（参加者86名（防災組織要員）／訓練計画人数95名（防災組織要員））

評価者：8名

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 10 条事象及び第 15 条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

（1）訓練形式

- ・シナリオ非提示型（一部開示）。
- ・現場と緊急対策本部との連携訓練。
- ・訓練途中での時間スキップなし。

（2）訓練想定

1) 前提条件

- ・平日昼間を想定する。
- ・加工工場内の給排気設備は稼働しているが、焼結炉及び生産設備は停止中。なお、廃棄物処理棟及び HTR 燃料製造施設の給排気設備の稼働状況は当日の状況に従う。
- ・天候、風向、風速等の気象状況は、当日の気象観測データ（実測値）に基づく。

2) 起因事象

震度 6 弱の地震とする。

3) 想定事象

- ・IAEA の査察準備のため、加工工場原料貯蔵室 I からペレット加工室 I へ自動搬送装置で粉末貯蔵容器を搬出している最中にて震度 6 弱の地震発生。
- ・商用電源喪失も非常用電源設備の稼働により加工工場等への電源は確保。
- ・地震発生に伴い、入出荷ヤード及び原料貯蔵室 VI で火災が発生。
- ・ペレット加工室 I へ搬出していたウラン粉末入りの粉末貯蔵容器が、余震（震度 5 強の地震）の影響によりパレットから床に落下。その衝撃で蓋が開放し、床上にウラン粉末が飛散。
- ・近傍の設備用排気ダクトが地震により破損し、開放状態となっていたため、ウラン粉末が局所排気系統に流入。
- ・排気室に設置するフィルターボックス内の高性能エアフィルタ（通称：へパフィルタ）にもずれが発生していたため、局所排気系統に流入したウラン粉末が排気口から屋外へウラン粉末を放出。
- ・屋外へウラン粉末の放出により、原災法第 10 条事象（SE02）、第 15 条事象（GE02）【通報判断基準同じ】「放射性物質通常放出経路での気体放射性物質の放出」へと事象が進展する。
- ・東海第二発電所において、地震による施設等の損傷により、施設敷地緊急事態、全面緊急事態となる。

(3) 訓練実績概要 ※シナリオ非提示型 (一部開示)

時 刻	事 象
13 : 30	・地震発生 (東海村震度 6 弱) ・避難指示 (所内一斉放送)
13 : 34	・所長不在により、副所長 (代行順位 1 位) が原子力防災管理者代行を宣言 ・緊急対策本部設置
13 : 35	・東海第二で A L 2 2 事象 (原子炉給水機能の喪失)
13 : 43	・オフサイトセンターへ要員の派遣を指示
13 : 46	・火災警報発報 (加工工場内の 2 か所 : 入出荷ヤード、原料貯蔵室 VI)
13 : 47	・初期消火指示により、消火隊、消火現場へ向かう
13 : 51	・入出荷ヤード (炎の高さ 1 m、火災エリア 0.5m×0.5m)
13 : 52	・原料貯蔵庫 VI (炎の高さ 1.5m、火災エリア 1m×1m)
13 : 53	・東海事業所から本社へリエゾン派遣要請
14 : 01	・オフサイトセンター派遣者 (情報第 2 係) 到着 東海第二の情報 (A L 2 2 事象の進展なし)
14 : 02	・現場指揮本部設置 (火災現場)
14 : 03	・原料貯蔵庫 VI の火災鎮圧 (消火器により消火)
14 : 05	・入出荷ヤードの火災鎮圧 (消火器により消火)
14 : 05	・F A X 送信【第 1 報】警戒事態該当事象発生連絡 (震度 6 弱)
14 : 10	・オフサイトセンターからの連絡 東海第二の情報 (S E 2 2 事象へ進展した)
14 : 15	・余震発生 (東海村震度 5 強)
14 : 16	・原子力防災管理者 (本部長) 復帰 (キーパーソンレス解除)
14 : 20	・加工工場ダストモニタ排気 I が高高警報発報し、放射性物質が屋外に放出 (ダストモニタ排気 I 18000cpm、SE02/GE02 レベル)
14 : 24	・屋内退避指示、屋外作業は半面マスク着用指示 (本部長)
14 : 26	・原子力防災管理者 (本部長) S E 0 2 / G E 0 2 と判断
14 : 26	・F A X 送信【第 2 報】警戒事態該当事象発生後の経過連絡
14 : 30	・加工工場の給排気停止及び扉の目張り指示 (本部長)
14 : 35	・加工工場給排気停止完了
14 : 37	・ペレット加工室 I の状況 (ウラン粉末飛散、局所排気ダクト損傷) H E P A フィルタは地震の影響でずれが生じ、排気口へウランが流入している
14 : 37	・各係に緊急作業の意思確認 (本部長)
14 : 40	・F A X 送信【第 3 報】特定事象発生通報 (第 1 0 条通報)
14 : 43	・1 5 条認定会議により原災法 1 5 条と認定

14 : 52	加工工場排気口北側の空気中放射性物質濃度 空気中放射性物質濃度 $1 \times 10^{-7} \text{ Bq/cm}^3$
14 : 55	ペレット加工室 R II の外扉の目張り完了（加工工場外扉）
15 : 01	- 汚染エリア（除染範囲）を特定 （加工工場排気口北側 範囲 $3\text{m} \times 3\text{m}$） - 汚染エリアの表面汚染密度 （表面汚染密度 4 Bq/cm^2）
15 : 10	屋外の除染作業開始
15 : 13	F A X 送信【第 4 報】第 2 5 条報告 応急措置の概要報告
15 : 20	ペレット加工室 I 屋内の除染作業開始
15 : 25	屋外の除染状況 表面汚染密度が高い土壌の回収が完了、放管係により回収後のサーベイ継続中
15 : 28	ペレット加工室 I 飛散したウラン粉末回収作業完了 放出量 300gUO_2 (20kgUO_2 中の 19.7kgUO_2 を回収)
15 : 28	屋外へのウラン放出量（計算値：104 gU と推定（放管係））
15 : 30	- オフサイトセンターから連絡 東海第二の情報（G E 2 2 事象へ進展した） - 東海村の村内放送（避難指示）
15 : 33	屋外作業を中止し屋内退避を指示（本部長）
15 : 35	オフサイトセンターから連絡 放射性物質の放出は確認されていない 進展予測によれば、24 時間以内に炉心損傷の可能性あり
15 : 36	屋外作業者 屋内退避完了（東海第二 G E 2 2 影響）
15 : 40	東海第二の G E 2 2 による影響評価 炉心損傷まで 24 時間の猶予を確認 N F I の屋外作業は保護具（全面マスク、タイベック）着用し作業再開
15 : 47	F A X 送信【第 5 報】第 2 5 条報告 応急措置の概要報告
15 : 55	屋外の飛散物回収、ドラム缶への封入
16 : 00	汚染エリアの空気中放射性物質濃度 空気中放射性物質濃度 $8.0 \times 10^{-10} \text{ Bq/cm}^3$ （通常レベル）
16 : 04	回収した土の重量は 10kg（加工工場北側）
16 : 10	屋外作業者 除染係、放管係身体汚染無し
16 : 20	F A X 送信【第 6 報（最終報）】第 2 5 条報告 応急措置の概要報告
16 : 40	模擬記者会見開始
17 : 05	訓練終了（模擬記者会見終了）

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 緊急対策本部活動訓練
- (3) 通報訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 応急措置（収束措置）訓練
- (6) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果及び評価

「1. 防災訓練の目的及び検証項目」、「6. 防災訓練の内容」に示す各訓練項目の結果及び評価は以下のとおりである。本文中の「検証項目①～⑤」は「1. 防災訓練の目的及び検証項目」、[改善点（番号）]は「9. 今後の原子力災害対策に向けた要改善点」の事項番号を示す。

(1) 避難誘導訓練

[結果]

- a) 震度6弱の地震発生後、「事故対策基準」に基づき、原子力防災管理者代行（原子力防災管理者である本部長が不在のキーパーソンレス条件付与により、代行順位1位の副所長が代行宣言）の指示により放送設備を用いて一斉避難指示を実施した。避難場所参集後、在所者全員の点呼を行い、13時34分に全員の安否確認を完了した。
- b) 工務係は、震度6弱の地震発生後、「地震後の施設・設備点検」に基づき、建屋の健全性を確認した。

[評価]

- a) 原子力防災管理者代行は震度6弱の地震発生後、直ちに一斉放送で避難場所への誘導指示を行い、在所者全員を指定避難場所に集合させることができたことから、避難誘導及び点呼の対応について習熟が図られていると評価する。
- b) 地震発生に伴い、緊急時活動に必要とする重要な建屋（緊急対策本部）の健全性について、速やかに確認し報告することができた。その後、各建屋、設備について健全性を確認できたことから、地震後の施設・設備点検の対応が定着しているものと評価する。

(2) 緊急対策本部活動訓練

[結果]

- a) 原子力防災管理者代行は、震度6弱の地震発生後、「事故対策基準」に基づき、警戒事態のEALを判断し、防災組織要員を招集し緊急対策本部を設置した。

- b) 原子力防災管理者は、放管係が提示した加工工場排気口におけるダストモニタの指示値をもとに、「原子力事業者防災業務計画」に基づき、施設敷地緊急事態（S E）及び全面緊急事態（G E）を判断した。
- c) 原子力防災管理者は、「原子力事業者防災業務計画」及び「東海事業所防災組織」に基づき、事象進展を踏まえた状況の把握及び戦略の決定を行い、応急復旧処置に係る現場対応への指示を適切に実施した。
- d) 各係長は、「東海事業所防災組織」に基づき、原子力防災管理者の指示を受けて情報収集を行い、COP や現場写真を用いて報告資料を作成した。作成した資料は書画装置で投影し、大型スクリーンにより対策本部内へ報告した。
- e) E R C 対応者は、「E R C 対応者マニュアル」に基づき、E R C へ事故発生、事故収束活動等、書画装置を用いてE R C へ情報共有を行った。
- f) リエゾンは、リエゾン対応者から提供された資料を速やかにE R C へ提供し情報の共有を実施した。
- g) 副原子力防災管理者は、「E R C 対応者マニュアル」に基づき、第 1 5 条認定会議に出席し、特定事象発生に対するE A L の判断根拠、応急対策、収束見込みや今後の対応等について説明しようとしたが、E R C からの質問に回答するための情報がなかったため、第 1 5 条認定会議を中断させてしまった。
- h) 原子力防災管理者は、適時ブリーフィングを実施し、事象の発生状況、進展状況、対応状況等について緊急対策本部で情報共有した。
- i) 原子力防災管理者は、東海第二発電所の発災情報についてオフサイトセンター派遣者から情報を収集しつつ、事業所活動について全防災要員に指示した。
- j) E R C 対応者は、E R C に対し、東海第二発電所の発災状況及びN F I 屋外活動の継続可否について説明を行った。
- k) 放射線モニタリングの報告資料において、測定器及び測定場所を定型的に記載し、分かりやすい報告様式で説明した。

〔評価〕

- a) 原子力防災管理者代行は、地震発生後の緊急初動において、迅速かつ適切な初動対応を実施し、指揮命令系統及び緊急時対応体制の立ち上げが良好に機能したと評価する。
- b) 原子力防災管理者は、緊急時における放射線モニタリング結果を正確に解釈し、必要な事態区分を適切に決定する能力が発揮していた。この判断の妥当性及び即時性の両面で適切であったと評価する。【検証項目④】
- c) 原子力防災管理者は、事象の進展に即した状況把握と戦略決定を行い、応急復旧処置に係る現場対応への指示を適切に実施した。これにより、初動統制から方針策定、現場実装までの一連のプロセスが整合的かつ円滑に機能したことを評価する。
【検証項目⑤】
- d) 対策本部内では、各係が作成した資料を書画装置で投影し、大型スクリーンを用い

て報告したことで、内容を分かりやすく確認でき、本部員全員で情報を共有することができた。一方で、書画による説明に時間を要したため、ERC への情報共有が遅れる結果となった。【要改善点No. 2】

- e) ERC 対応者（補助者含む）が、情報の確認及び整理を十分に行わないまま報告したことにより、情報が錯綜した。【検証項目③】【要改善点No. 2】
- f) リエゾンは、ERC プラント班と事業所 ERC 対応室とのやり取りの状況を踏まえ、ERC のニーズを的確に把握し、Teams チャットを活用して適切なタイミングで事業所担当者へ連絡・指示を行っていた。また、事業所からの報告に対しては、ERC 備え付け資料を用いて自発的に補足説明を行い、ERC 側への負担やストレスの増大を抑制することができていた。
- g) 特定事象に該当する放射線レベルに到達したため、技術係は、ウラン放出による施設外への漏えいの拡大を予測し、事象収束に向けた応急復旧対策のCOP作成に着手した。しかし、15条認定会議で説明すべき事象の進展予測及び応急復旧対策のCOPが作成中であったことから、ERC 対応者はERC からの質問に回答できなかった。【要改善点No. 1】
- h) 対策本部室内では、意思統一が図られ、各係が最新の状況を踏まえて行動できる環境が維持されたと評価する。また、情報の集約と共有が適切に行われたことで、対策本部としての判断や指示の迅速化にも寄与していた。
- i) 原子力防災管理者は、東海第二発電所の発災状況について対策本部で検討を行い、その内容を全防災要員へ的確に共有するとともに必要な指示を発出した。これらの対応により、発災時の情報集約と組織統制の両面で、適切かつ効果的な対応が図られたと評価する。
- j) ERC 対応者は、東海第二の事象の程度や状況、さらに屋外作業への影響について、COPを活用して分かりやすく説明することができた。また、新たに作成した「近隣の原子力事業所からの影響」に関するCOPを用いたことで、より明確で理解しやすい情報提供が可能となった。【検証項目②】
- k) 放射線測定器及び測定場所を定型化し、報告様式へ整理したことにより、測定条件が明確化され、情報の抜け漏れが防止をする効果が得られた。【検証項目①】

（3）通報訓練

〔結果〕

- a) 情報第1係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「支援組織の活動要領」に基づき、震度6弱の地震の発生に伴い、指定様式により警戒事態（AL）に至っていることを関係機関へ連絡した。（事象発生後：35分でFAX送信）
- b) 情報第1係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「支援組織の活動要領」に基づき、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）について、特定事象発生通報の様式により第10条通報、第25条報告を関係機関へ報告した。

〔評価〕

- a) 情報第 1 係は、震度 6 弱の地震発生に伴い、適切に警戒事態（AL）の判断を行い、指定様式により関係機関へ報告することができた。しかし、本部内での書画装置を用いた情報共有に時間がかかった結果、FAX 送信に 35 分を要した。【要改善点 No. 3】
- b) 情報第 1 係は、全面緊急事態（GE）の判断後、第 10 条通報については、目標である 15 分以内に FAX 送信ができ（実績：14 分）、所要時間を達成した。一方、第 25 条報告においても、本部内での書画装置を用いた情報共有に時間を要したことにより、FAX 送信が遅延した。【要改善点 No. 3】

（4）モニタリング訓練

〔結果〕

- a) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、モニタリングポスト、及び気象観測データ等の値を用いて環境への放射線影響範囲の評価を実施した。
- b) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、発災現場の放射性物質漏えい地点について、汚染密度測定用 α 線サーベイメータを用いて汚染範囲を特定した。また、その近辺に可搬式ダストサンプラを配備し、空気中の放射性物質濃度の測定を実施した。また、表面汚染測定器を使用して地表面の汚染の有無を確認した。
- c) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、敷地内及び敷地境界周辺を α 線サーベイメータで表面汚染密度を測定した。また、電離箱式サーベイメータで空間線量を測定し、外部への影響を確認した。

〔評価〕

- a) 放管係は、緊急対策本部で放射線に関する測定値を監視し、常時表示することで情報共有を行い、放射線影響範囲の評価ができたことから、モニタリングの対応が定着しているものと評価する。
- b) 放管係によるモニタリングの実施については、空気中の放射性物質濃度の測定、地表面の汚染の有無を確認できたことから、測定に係る手順及び操作が定着しているものと評価する。
- c) 放管係は、敷地境界周辺からモニタリングを行い、周辺環境への影響がないことを確認することができたことから、手順及び測定に係る操作が定着しているものと評価する。

（5）応急措置（収束措置）訓練

〔結果〕

- a) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、適切な保護具を着装し、当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結

果から放射線測定を実施し汚染範囲を特定した。

- b) 技術係は、ウラン漏えいに伴い「防護措置立案要領」に基づき、ウランの放出による施設外への漏えい拡大を予測し、応急復旧対策の事故収束戦略を立案し防護措置を示した。
- c) 工務係は、「給排気設備取扱標準」に基づき、適切な保護具を着装し、屋外への放射性物質の追加漏えいを防止するため、加工工場の外扉を目張りした。
- d) 除染係は、「ウラン飛散・漏えい時の処置」に基づき、適切な保護具を着装し、汚染範囲の推定結果に基づき、放管係と連携しウラン回収及び除染作業を行った。
- e) 各係は、屋外作業中に本部から屋内退避の連絡を受け、速やかに作業を中断し、屋内へ退避した。

[評価]

- a) 放管係は、当日の気象条件を考慮し、適切な人員を配置することで汚染範囲を特定できたことから、モニタリングの結果による評価が定着しているものと評価する。
- b) 技術係は、ダストモニタの指示値上昇後、速やかに状況確認を実施し、事故収束戦略を立案し、緊急対策本部内で報告していることから、事故収束戦略の対応が定着しているものと評価する。
- c) 工務係は、加工工場外扉の目張りを実施し、隙間なく完了することができたことから、汚染拡大防止措置の対応が定着しているものと評価する。
- d) 除染係は、ウラン回収及び除染作業ができたことから、除染作業の対応が定着しているものと評価する。
- e) 情報第2係から「東海第二で全面緊急事態（GE）発生」の連絡を受けた本部は、所内の全係に対し「屋外作業を中断し屋内退避」を指示しており、連絡経路が有効に機能していたと評価する。

（6）プレス対応訓練

[結果]

- a) 原子力防災管理者は、「支援組織の活動要領（総務広報係の活動）」に基づき、特定事象発生後にプレス対応者を選出し、記者会見会場（模擬）に派遣した。
- b) 総務広報係は、プレス発表資料の作成及び事象の進展状況や事象収束に向けた活動内容等の発表にあたり、「支援組織の活動要領（総務広報係の活動）」に基づき、必要となる情報を適宜プレス対応者へ共有した。
- c) プレス対応者は、である「メディア対応マニュアル」及び「記者会見対応教育資料」に基づき、プレス発表資料を用いた会見及び質疑応答による模擬記者会見を実施した。
- d) 総務広報係は、「メディア対応マニュアル」に基づき、模擬ホームページを開設し、作成したプレス文を掲載した。

〔評価〕

- a) 原子力防災管理者は、特定事象発生後にプレス対応者を速やかに選出し、定刻までに記者会見を実施した。外部への影響等を公表する上で適切な対応が行われており、指揮命令系統が正しく機能していたと評価する。
- b) 広報業務の実施に必要な情報整理と発信準備が適切に行われており、広報体制が円滑に機能していたと評価できる。
- c) プレス対応者は、説明資料をあらかじめ準備し、記者からの質問に対しても補足説明を含め丁寧に対応していた。これらの行動は、記者会見に必要とされる基本的な広報スキルを適切に発揮したものと評価する。
- d) 模擬ホームページの開設とプレス文の掲載は、外部向け情報発信体制の迅速な立ち上げに寄与しており、非常時に求められる初動広報機能を適切に発揮したものと評価する。

8. 前回訓練時の要改善点への取組結果

前回総合訓練（令和6年12月17日）における要改善点への取組結果は以下のとおり。

No.	前回の総合訓練において 抽出した要改善点	取組状況
1	【緊急対策本部活動】 測定したサーベイメータは、何を用いたか（ZnS、GM、NaI シンチ等）が分からないと正しい測定かの判断が出来ない。	【改善】 （１） 放射線測定値の記載のみだけでなく、使用した測定器、測定場所を報告資料に盛り込んだ。 【結果】 ➤ 使用した測定器、測定場所を記載する様式にした。 【完了】 7. (2) k)
2	【緊急対策本部活動】 東海第二発電所の事象の程度や状況について、十分に説明できず、それを考慮したNFIの対応が妥当であることをERCに理解されなかった。	【改善】 （１） 他事業所（東海第二等）で原災法事象が発生した場合に、屋外活動の判断根拠及び活動状況について、COPに基づき、ERCへ報告するようにルール化した。 【結果】 ➤ 屋外活動の判断根拠及び活動状況をERCへ分かりやすく説明できるよう、新たにCOP（近隣の原子力事業所からの影響）を作成し、運用を開始した。 【完了】 7. (2) j)
3	【ERC対応】 リエゾンからERCへ提供された情報について、ERC対応者からERCへ必要な情報を共有できない場合があった。	【改善】 （１） ERC対応室の情報管理の徹底 ・ ERCへ報告する資料については、事業所のリエゾン対応者による一元管理の元、通番を付したうえで、リエゾン及びERC対応者に資料を提供した。 ・ 通番管理された資料は、リエゾン配布管理表により管理する運用とし、報告漏れが生じないよう改善を行った。 【結果】 ➤ 共有すべき情報の報告漏れはなかったものの、ERC対応者（補助者含む）が、情報の確認及び整理を十分に行わないまま報告したため、情報が錯綜する結果となった。 【継続】 7. (2) e) 【改善点 No. 2】

9. 今後の原子力災害対策に向けた要改善点

今回の総合訓練において抽出した要改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した要改善点
1	要改善点：10 条・15 条事象発生時において、15 条認定会議で求められる事象の進展予測及び応急復旧の説明が行えず、約 4 分間会議を中断させてしまった。 原因：対策本部から ERC 対応者に 10 条、15 条の情報は共有されたものの、進展予測などの情報をまとめた COP が作成中であったことから情報の共有が遅れた。他方、ERC 対応者は正確性を期すため COP の提出に固執した。 対策：10 条、15 条に係る重要な情報の集約及び COP が未作成でもその情報をまとめ、ERC 対応者への情報を速やかに提供するための統制者を配置する。
2	要改善点：(1)対策本部内での COP 等の確認・共有に時間を要し、対策本部から ERC 対応室への情報伝達が遅延した。 (2)ERC 対応者（補助者を含む）が、説明前の確認・情報整理が不十分なまま ERC へ報告する事例があった。 原因：(1)対策本部内での COP 等の情報確認及び対策本部から ERC 対応ブースへの情報の整理に時間がかかった。 (2)ERC 対応補助者のうち、1 名が一時的に ERC 対応ブースから離れ、別の対応に当たったため、リソース不足に陥った。そのため、説明に必要な情報を十分に整理・確認できなかった。 対策：(1)対策本部内で確認・共有すべき COP 等の管理（作成指示、情報の整理及び手順の明確化及び作成時間の管理）により、迅速に ERC 対応室へ伝達できる体制を整える。他方、COP 作成に時間を要する場合は、作成を待つのではなく、速やかに ERC に情報を提供できるよう ERC 対応者の力量の向上を図る。 (2)・ERC 対応補助者は最低人員 2 名とし、現場指揮との兼務や転用が生じない仕組みを整えるとともに、人員不足時には即座に是正措置が取られる運用ルールを標準化する。 ・ERC 対応者（補助者含む）が円滑に ERC へ報告するために、クロノロジーシステムの運用に係る訓練を通じて修練する。
3	要改善点：対策本部内で書画装置による情報共有の順番待ちが発生し、FAX の内容確認に時間がかかり、FAX 送信が遅延した。 原因：報告者は他係からの報告が重なった場合、報告の優先順位が判断できない。 対策：(1)時間制約のある定時報告は、報告書（FAX 文）ができ次第、本部に直接説明した後、FAX 送信する。全体共有は FAX 送信後に行う。 (2)統制者を配置し、情報の濃淡を勘案し上記活動が円滑になるよう調整する。

10. 総括

2025 年度の防災訓練（総合訓練）は、原燃工が定める中期計画（2024 年度～2027 年度）に基づき実施した。この中では、「2027 年度には、原災法主要事象に対しシナリオ非提示型で対応できるスキルを身に付ける。」という到達目標が掲げられている。これを達成するために①トップマネジメント等の意思決定能力の向上、②現場～緊急対策本部～E R Cへ情報発信能力の向上、③主要事象に対して完全ブラインド訓練への対応能力向上に向けて、訓練を実施した。本訓練ではこれらの目標に対して概ね対応できたものの、「E R Cへの確実な情報提供」及び「E R C対応室の役割の見直し、情報管理の徹底（情報の明確化及び管理）」に課題があることが確認できた。今回の訓練で得られた課題に対し、P D C Aサイクルを回し事業所防災体制の継続的な改善を図っていく。

(1) 中期計画（2024 年度～2027 年度）の①～③に対する評価

①トップマネジメント等の意思決定能力の向上

原子力防災管理者、副原子力防災管理者による本部活動は的確な判断、指示により統率され、意思決定能力が向上していることを確認した。

②現場～緊急対策本部～ERC へ情報発信能力の向上

現場から挙げられた情報を、緊急対策本部内の書画装置を通して情報を共有することができたが、書画装置による報告について、重要度に応じた優先順位をつけることができず、改善すべき課題であることを確認した。

③主要事象に対してシナリオ非提示訓練への対応能力の向上

今年度もシナリオ非提示（一部開示）訓練を行い、本部活動、現場活動ともに対応力は向上していることを確認した。

(2) 訓練計画で示した重点課題「E R Cへの正確かつ迅速な情報提供」に対する評価

E R Cへ伝達する情報の正確性を期すことに執着した結果、タイムリーな情報提供に支障を来した。特定事象などの原子力災害に係る重要情報は、直ちにE R Cに情報共有できなくてはならない。情報提供の重要性に鑑み個別訓練を通じて改善を図っていく。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子力事業者防災業務計画第2章第7節1項に基づき実施した個別訓練であり、各種個別手順に対する対応の習熟が目的である。

2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた要改善点

報告対象期間中に実施した個別訓練の結果と要改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
通報訓練	○通報連絡に関する事項（通報文書作成に関する注意事項、記入例、作成体制、FAX 様式の種類・送信先、記載すべき事項、添付する図表、コピー配付先、着信確認時の電話対応要領）について	情報第1係 情報第2係	令和7年10月2日 令和7年12月3日	18名 20名	【結 果】○通報文書作成時の注意点を理解し、通報連絡の手順及び機材の操作ができることを確認した。 ○着信確認時に相手に内容を全員で確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
救護訓練	○管理区域の火災対応について ○複数同時火災発生時の対応 ○耐熱防護服装着と担架搬送訓練 ○屋外消火栓の放水訓練 ○救急車内部養生	救護・消火係	令和7年10月10日	19名	【結 果】○管理区域（火災発現場）への消火用ホース持ち込み手順、アクセスルートを確認した。 ○複数同時火災時の各隊の連携と活動状況報告先について確認した。 ○耐熱防護服を装着し傷病者を担架で搬送する実訓練を行った。 ○屋外消火栓により放水時の隊員の配置、ホースの取り回し、合図を確認し、放水訓練を行った。 ○救急車の内部養生手順を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○救出や消火活動を想定しての空気呼吸器の装着訓練 ○傷病者発生時の状況毎の救出と応急手当の訓練 ○防災用テントの設営手順及び内部レイアウトの確認 ○一時的な管理区域の設置		令和7年12月8日	26名	【結 果】○空気呼吸器の点検項目、手順及び消火活動装備の装着手順を確認した。 ○傷病者の応急処置について確認した。 ○防災テントの運搬、設置手順を確認した。 ○一時的な管理区域の設定手順を確認した。 【改善点】○防災テントは、重量物であり建屋内部の奥に保管している。有事の際に鑑み、円滑に搬出できるよう保管場所及び運搬手段の変更を検討。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
モニタリング訓練	○管理区域内における公設消防との消火活動を想定し、必要な資機材の使用手法や、人体サーベイの実施方法について ○一時的な管理区域の設置 ○消防署員入構時／管理区域入域時の放管対応 ○消火後の消火水の汚染確認方法	放管係	令和 7 年 10 月 7 日	10 名	【結 果】○複数同時火災を想定した人員配置、役割分担を明確にした。 ○火災事象時に使用する放射線測定器及び資機材の保管場所及び動作を確認した。 ○けが人への汚染検査対応を確認した。 ○一時的な管理区域の設定手順を確認した。 ○消防署員入構時、管理区域入域時の放管対応について確認した。 ○消火水の汚染確認方法について手順を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○核燃料物質の放出源や風向を踏まえたモニタリング作業の人員、装備、場所及び一時的な管理区域の設定に関する情報共有の方法について	放管係 除染係 救護・消火係	令和 7 年 12 月 11 日	15 名	【結 果】○身体除染方法、サーベイの手順を確認した。 ○環境モニタリングの手順（気象状況を考慮したモニタリング計画の策定、計画に基づいた汚染確認、空气中濃度確認等）について確認した。 ○汚染範囲の特定、一時的な管理区域の設定手順について確認した。 ○空气中放射性物質濃度の測定について確認した。 ○SE、GE 発生時の本部報告方法について確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
避難誘導訓練	○消防隊員、救急隊員の到着時における車両の誘導及び必要な情報、防護具の提供について ○緊急避難時のゲート開放手順及び屋外における一時的な管理区域設定時の誘導方法	警備誘導係	令和 7 年 10 月 2 日	6 名	【結 果】○公設消防の車両に対する誘導方法並びに必要なとする情報及び必要な防護具について確認した。 ○防火水槽の位置と火災発生場所までのアクセスルートを確認した。 ○グリッドマップを用いた消防への説明方法を確認した。 ○ゲートの手動操作及び一時的な管理区域における保護具の種類、人員配置と誘導方法について確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
避難誘導訓練	○緊急避難時のゲート開放手順及び屋外における一時的な管理区域設定時の誘導方法 ○緊急車両の出入管理	警備誘導係	令和 7 年 12 月 4 日	7 名	【結 果】○ゲートの手動操作及び一時的な管理区域における保護具の種類、人員配置と誘導方法について確認した。 ○緊急車両の出入に伴う運用方法を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
応急措置（収束措置）訓練	○管理区域内火災発生時の消火方法 ○戦略シートの整備、活用方法 ○放水可否判断に伴う電気火災について	技術係 施設責任者	令和 7 年 10 月 7 日	16 名	【結 果】○放水可否の判断について確認した。 （火災場所、その状況、ウランの使用の有無） ○事象進展の想像と先取り行動、評価に必要な情報収集について確認した。 ○感電及び漏電の防止、放水時の安全確保について確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○管理区域内火災発生時の消火方法 ○戦略シートの整備、活用方法 ○放水可否判断に伴う電気火災について ○ウラン漏えい発生時における、戦略シートの作成及びウラン放出量の算出、公衆被ばく量の評価方法について		令和 7 年 12 月 10 日	13 名	【結 果】○放水可否の判断について確認した。 （火災場所、その状況、ウランの使用の有無） ○事象進展の想像と先取り行動、評価に必要な情報収集について確認した。 ○感電及び漏電の防止、放水時の安全確保について確認した。 ○通常経路外又は通常経路からのウラン漏えいを想定した事象進展予測、戦略シート作成、公衆被ばく量評価方法を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○ウラン飛散・漏えい時の処置について	除染係	令和 7 年 10 月 3 日 令和 7 年 12 月 9 日	4 名 6 名	【結 果】○漏えいしたウラン回収の手順、全面マスク、タイベックスーツ着用方法を確認した。 ○除染キットの保管場所、使用方法を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
応急措置（収束措置）訓練	○火災・爆発時の緊急対応 ○重大事故に至るおそれがある事故の初動作業	工務係	令和7年9月26日	8名	【結 果】○火災時の給排気設備の取扱いについて確認した。 ○複数同時火災発生時の対応を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○地震時の施設・設備の点検及び停電時の対応について ○放射性物質漏えい時の対応について	工務係	令和7年12月5日	9名	【結 果】○地震時の施設、設備の点検方法について確認した。 また、停電時の非常用発電機の稼働状態の確認方法について確認した。 ○給排気停止手順、外部扉の目張り方法手順を確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
プレス対応訓練	○記者会見対応として必要な力量を保持するための教育・訓練。	総務広報係	令和7年10月9日	5名	【結 果】○使用機器、資機材の員数、操作・動作確認 ○メディア対応マニュアル、記者会見問答集により内容の確認を行った。また、記者会見時に説明が想定される内容について確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
			令和7年12月10日	4名	
その他必要と認める訓練 ・ E R C 対応訓練	○ E R C 対応者として必要な力量を保持するための教育・訓練。 ・ 原子力事業者防災業務計画、 E R C 対応者マニュアルの学習 ・ E R C 対応者教育用ビデオ視聴 ・ E R C 対応者教育資料による講習	副本部長	令和7年12月9日	5名	【結 果】○ Web 接続、書画装置取扱いを確認した。 ○ C O P シート、備え付け資料の運用手順について確認した。 ○ E R C への情報提供の訓練（模擬）を実施した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
その他必要と認める訓練 ・ 後方支援活動訓練	○ 支援拠点までの資機材（ F A X 機、衛星携帯電話）運搬、支援拠点から緊急対策本部への通信確認。 ・ F A X の送受信確認 ・ 衛星携帯電話の通話確認	調達係 情報第2係 除染係 放管係	令和7年12月9日	6名	【結 果】○ 資機材を支援拠点まで運搬し、 F A X の送受信確認、衛星携帯電話の通話確認を行い、緊急対策本部への連絡が問題なくできることを確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
	○ 原子力事業者間の支援活動 ・ 他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援訓練	放管係	令和8年2月12日	4名	

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
その他必要と認める訓練 ・ オフサイトセンター 通信訓練	○オフサイトセンターから緊急対策本部への通信確認 ・ e-mail 送受信確認 ・ 電話及び FAX の着信確認	情報第 2 係	令和 7 年 12 月 8 日	4 名	【結 果】○対策本部 P C と携帯電話間で問題なく送受信できることを確認した。 ○オフサイトセンター固定電話、FAX から対策本部への送受信確認を行い問題なくできることを確認した。 【改善点】○今後も継続して訓練を行い、力量の向上を図る。
			令和 7 年 12 月 11 日	4 名	

以上